

豊川市における
地域包括ケアモデル事業（3年目）の取組
（地区医師会モデル）



平成28年度の新たな取組状況

(1)生活支援サービスの取組状況及び検討状況①

【高齢者見守りガイドブック作成】

地域包括ケア推進協議会の関係機関連絡会議にて、
昨年「高齢者見守りガイドブック」の作成が提案され、内容検討を繰り返
し、本年度に印刷完了した。関係団体へ配付する。

作成部数：1,000部（A3中折カラー両面刷40ページ）

掲載内容：ねらい（趣旨・活用メリット）、関係機関の期待・役割、
見守りの手順や判断基準、個人情報への取扱いなど。

活用方法：市が作成したガイドブックをベースに各機関でアレンジ。
それぞれの機関に見合った見守り体制を強化する。
社会福祉協議会にあっては地域における見守り活動を推
進する各団体と協働し、地域が主体となって取組めるよ
う支援する。



【ガイドブックの表紙】→

03.見守りの担い手

(1) 高齢者地域見守りネットワーク(高齢者みまもり隊)



高齢者地域見守りネットワークは、高齢者の行方不明や孤立死といった事件や事故を未然に防ぎ、万が一の際の早期発見と保護につなげて、高齢者の方が地域で安心・安全に暮らせるよう、地域の方々や団体、民間事業者の協力を得て実施しているものです。

民間事業者には、日ごろから見守りが必要な高齢者の把握に努めていただき、新聞、郵便や乳製品等の配達物がたまっている、呼びかけても反応が無いなどの異変に気付いたら、速やかに市や警察に通報します。そして、市から行方不明者発生の連絡があったら、業務に支障のない範囲で捜索に協力し、情報を提供していただいています。

平成28年9月現在、協力機関は19団体となっています。

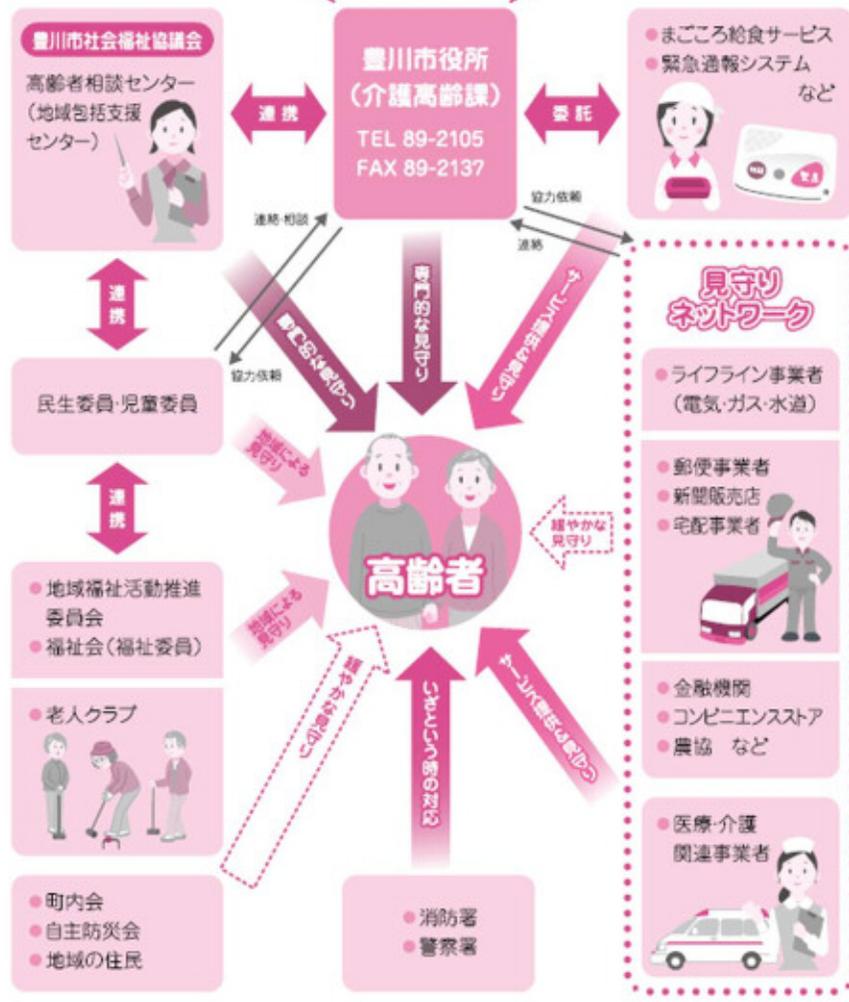
平成28年9月現在、協力機関は19団体となっています。

協力機関	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ●豊川信用金庫 ●株式会社タカダ中部支店 ●ひまわり農業協同組合 ●日本郵便株式会社豊川郵便局 ●中部電力株式会社豊川営業所 ●東三河ヤクルト販売株式会社 ●中部ガス株式会社豊川営業所 ●中日新聞豊川販売店会 ●豊川市介護保険関係事業者連絡協議会 ●一般社団法人豊川市薬剤師会 ●株式会社アスコ ●生活協同組合コープあいち ●豊橋信用金庫 ●蒲郡信用金庫 ●明治安田生命保険相互会社豊川営業所 ●株式会社セブン-イレブン・ジャパン ●アルフレッサ株式会社豊橋支店 ●布亀株式会社 ●ワタミ株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ●豊川警察署 ●社会福祉法人豊川市社会福祉協議会 ●豊川市民生委員児童委員協議会 ●豊川市老人クラブ
協力者	
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座を受講された市民の皆さん ●行方不明者捜索依頼のメール配信システムに登録いただいた市民の皆さん 	

豊川市における見守り活動のイメージ

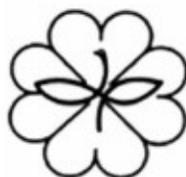
行方不明者発生時にはネットワーク協力機関・構成員に対してメール・FAXにて捜索協力を依頼します!

●いなりんキーホルダーの配布
●GPS機器の貸与
●災害時要援護者の登録なども行っています!



(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱します。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされています。ひとり暮らし高齢者等を訪問するなどして、安否確認や必要な支援ニーズの把握などを行っています。



(3) 地域福祉活動推進委員会・福祉会・福祉委員・ボランティア

地域福祉活動推進委員会は、身の回りの生活上の問題、例えば高齢者、障害者、子育て、児童などの問題を、地域住民一人ひとりが共通の問題として理解し、地域の各種団体や住民の参加と協力により、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を住民自らがつくり出していく組織です。

地域福祉活動推進委員会は、社会福祉協議会が委嘱する委員長を中心に、各町内会に設置する福祉会により構成され、地域福祉活動の企画立案を行います。

福祉会は、町内会単位に設置され、福祉委員を中心に、ボランティアとともに地域に合った「見守り支えあい活動」として声かけや訪問などを、「ふれあいサロン活動」として地域内の孤立を防ぐ交流の場づくりなどを行っています。

～民生委員と福祉委員の役割の違いや、連携方法について～

民生委員と福祉委員の役割は、共通する点が多いですが、両者の役割を大別すると、**民生委員**は「個別の相談援助や福祉事務所等につなぐことを中心とした役割」があり、**福祉委員**は「地域の見守りや住民相互の交流及び助け合いを推進することを中心とした役割」を担っています。

連携方法については、地域性や現在の活動実態から一律に定めるのは難しいですが、それぞれがお互いの役割を認識しながら、下の例を参考とした連携を行っていただくことが期待されます。



05. 異変に気付いたら

(1) 緊急対応の必要が明らかなケース

外部から自宅内で倒れている状態がわかり、呼びかけても反応がない等生命の危険があると思われる場合

- ①救急車(119番)を要請し、警察(110番)へ通報します。
- ②ご家族等へ連絡します。(連絡先を把握している場合)
- ③ご家族等の連絡先が不明な場合等であれば市役所へ連絡します。
平日昼間の場合………市介護高齢課(89-2105)
休日、夜間の場合………市役所当直(89-2111)
※折り返し市介護高齢課担当者から通報者へ連絡します。

(2) 緊急性が予想され、安否確認が必要なケース

郵便物や新聞がたまっている、洗濯物が何日も放置されている等、安否確認が必要と思われる場合

- ①ご家族へ連絡します。(連絡先を把握している場合)
- ②ご家族等の連絡先が不明な場合等であれば、市役所または高齢者相談センターへ連絡します。
 - 市役所 平日昼間の場合………市介護高齢課(89-2105)
休日、夜間の場合………市役所当直(89-2111)※折り返し市介護高齢課担当者から通報者へ連絡します。
 - 高齢者相談センター 見守りに関する相談窓口・専門機関連絡先(34ページ)を参照

(3) 緊急性は無さそうだが、行政サービスや地域の支援が必要なケース

買い物、食事、洗濯等、日常生活に支障をきたしているように感じられる等、緊急性は無さそうだが、何らかの支援が必要と思われる場合

見守りに関する相談窓口・専門機関連絡先(34ページ)を参照し、適切な行政関係機関等の支援につなげます。

平成28年度の新たな取組状況

(1)生活支援サービスの取組状況及び検討状況②

【介護・生活支援サポート推進事業】

補助概要

介護・生活支援サポーター養成講座修了者が団体をつくるなど活動の主体となり、介護・生活支援分野の推進を図る事業に対して、当該活動の立ち上げにかかる必要経費の一部を補助するもの。

補助対象事業

補助金の対象となる事業は、市内において、平成28年度中に新たに実施する介護・生活支援分野の推進を図る事業とする。

- (1) 高齢者の日常生活の支援や見守りを目的とした訪問活動を行う事業
- (2) 高齢者の介護予防や生きがいづくりを目的とした通いの場の運営を行う事業 など

補助金額

補助対象経費の1/2以内、1事業あたり200,000円を上限とする。

補助対象経費

すでに実施している活動を継続するための経費は補助対象外とする。

平成28年度の新たな取組状況

(2)住まいの取組状況及び検討状況①

【高齢者のすまいの手引き作成】

地域包括ケア推進協議会の専門事項検討会議にて、
昨年「すまいの手引き」の作成を提案され、内容検討を繰り返し、本
年度に印刷完了した。一般市民へ配布する。

作成枚数：4,000部（A3中折カラー両面刷40ページ）

掲載内容：すまいと住まい方、
住み続けるためのサービス、
住み替えるための施設等の説明など。

活用方法：できる限り住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしが
続けることができるよう、高齢期における「すまい」の
選択肢等を市民に対して啓発する。

【手引きの表紙】 →



1 いろいろな「すまいとすまい方」

「すまいとすまい方」には、自宅で住み続けるほか、高齢者向けの施設や住宅が考えられますが、それぞれ目的や提供するサービスに違いがあり、いろいろな選択肢があります。ここでは、選択肢となる「すまい」について、それぞれの概要を記します。

(1) 自宅

自宅で住み続けたい気持ちは誰しも持つものです。しかし、高齢となると、身体が自由が十分でなくなり、愛着のある自宅でも、以前は何とも思わなかった段差や階段などが、日常生活の障害となることがあります。

こうした場合、介護認定を受けている場合には、介護保険の住宅改修や福祉用具購入・レンタルなどを利用することで、経済的負担を減らしながら障害を解消し、自宅で住み続けることができるようになります。

①住宅改修費の支給（介護保険）

介護保険の対象となる住宅改修には、手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への取替えなどがあります。

改修には事前の届出が必要となり、改修の費用について、施工業者にいったん全額を支払い、後に費用(限度額は20万円)の9割(一定以上所得者は8割)を市から払い戻します。



②福祉用具購入費の支給（介護保険）

介護保険の対象となる福祉用具購入には、腰掛け便座（ポータブルトイレなど）や入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、介助用ベルトなど）などがあります。

それぞれの用具の購入にかかる費用について、事業者者にいったん全額を支払い、

3 「すまいとすまい方」の内容と費用など

実際に「すまいとすまい方」を選ぶには、施設などの概要だけでなく、具体的な内容や費用などをおおむね知っておく必要があります。

ここでは、それぞれの内容と必要となる費用などについて記載します。

前ページの表と組み合わせて、判断の材料として活用してください。

なお、「すまいとすまい方」を判断するのはあなた自身です。この「手引き」に記載した内容を参考に、あなた自身で現地を見て、施設などの担当者に詳細を確認してから、決定することを忘れないでください。

(1) 自宅で住み続けるために

①住宅改修費の支給（介護保険）

ア サービス内容

在宅の要支援1から要介護5までの方が、現に居住し、かつ住民票のある住宅を改修したとき、介護保険の住宅改修費が償還払いで支給されます。対象となる住宅改修の内容は、以下の表のとおりです。

種類	内容例
㉮手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関などに設置（形状は縦付け、横付けなどの適切なもの）
㉯段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各空間の床の段差及び玄関から道路までの通路などの段差または傾斜の解消
㉺滑りの防止、移動の内滑化などのための床または通路面の材料の変更	居室：畳敷きから板製、ビニール製床材などへ変更 浴室：滑りにくい床材へ変更 通路面：滑りにくい舗装材へ変更
㉻引き戸などへの扉の取替え	扉全体の取替え（開き戸から、引き戸・アコーディオンカーテンへ取替え）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など
㉼洋式便器などへの便器の取替え	和式便器から、洋式便器（暖房、洗浄機能付など）へ取替え(暖房、洗浄機能付などのみ付加は対象外)
㉽その他 ㉮～㉼の住宅改修に付帯して必要な住宅改修	㉮手すりの取付けのための壁の下地補強 ㉯浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ㉺床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤整備 ㉻扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ㉼便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化などを除く)

高齢者に住まいの手引

市民の老後の生活を支える「高齢者のすまいの手引き」



豊川市が「高齢者
のすまいの手引き」
を作成した。約40
00部を作成し、希
望者に配布する。
市では、高齢者が
介護が必要な状態
になって、できる
地域包括ケアシス
テムの判断材料と
して

「自宅に住み続ける」「住み替える」 今後の生活判断材料に

豊川市が作成

豊川市が「高齢者
のすまいの手引き」
を作成した。約40
00部を作成し、希
望者に配布する。
市では、高齢者が
介護が必要な状態
になって、できる
地域包括ケアシス
テムの判断材料と
して

参考となる手引を作
成した。全36巻で主に3項
目構成。①「いろ
いろなすまいとすま
い方」では、住宅改
修費や福祉用具購
入の支給や緊急通報
システム事業といっ
た自宅で住み続け
るためのサービスや
高齢者向けの福祉施
設の概要や入所条件
などを紹介。
②「すまいとすま
い方」では、住み替
える場合の施設や住
宅について、要介護
程度や認知症など、
一人ひとりの状態に
合わせて選べるよう
に施設の種類や概要
を一覧表にしてまと
めている。
③「すまいとすま
い方」では、市内4カ所の高
齢者相談センターで
設置されている。問
い合わせは福祉部
(05333・89・2
105)へ。
(由本裕貴)

皇室献 厳かに

新城市のJA愛知一刈穂祭
東(河合勝正組)は
28日、第124回
皇室に献
育てた献
県農業祭献
勉さんと

2016年(平成28年)
9月29日 木曜日

【赤口】
発行所：東愛知新聞社
〒441-8016 豊橋市新栄町鳥居62番地
TEL:0532-32-3111代
【編集】FAX:0532-32-3737 【営業】FAX:0532-34-0051
【印刷】FAX:0532-32-3115 【制作】FAX:0532-33-5644
〒441-8666 豊橋南郵便局私書箱8号

LEXUS
AMAZING IN MOTION

NX
300h/250i

LEXUS豊橋

きょうの紙面

今年11月1日(木)から11月2日(金)まで

←【高齢者のすまいの手引き配付案内新聞記事掲載】



社会

判断材料をわかりやすく表に

「高齢者のすまいの手引き」完成

豊川市 相談センターに設置／希望者には無料で渡す

豊川市は、高齢者が地域で自分らしく生きていくため
のすまい選びについて、さまざまな選択肢を網羅し解説
した「高齢者のすまいの手引き」を作成し、1日から配
布を始めた。

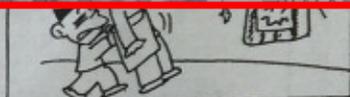
同市が進める、重
た生活が送れるよう
度の要介護でも最期
まで住み慣れた地域
で本人の希望に合っ
た生活が送れるよう
に、包括的な支援や
サービス提供ができ
る体制「包括ケアシ
ステム」の構築に向
けた取り組みの一
環。

医療や看護をはじめ

方]を選んでみましょう

いて、お悩み解決のヒントが満載
になった住まいは、ぜひ読んでみてください。

めとするさまざまな
要素の中で、特に重
要で、生活の基盤と
なる「すまいとすま
い方」。心身の状況
から、このまま自宅
ですみ続けるか住み
替えるか、あるいは
各種施設を利用する
のかなど考える際
判断材料となるよう
に、わかりやすく一
覧表にまとめた。
またそれぞれの住
まい方についてかか
る費用や、現在市内
にある施設の詳細も
載せた。
冊子は、県地域包
括ケアモデル事業と



平成28年度の新たな取組状況

(2) 住まいの取組状況及び検討状況②

【ひとり暮らし高齢者のすまいと生活支援ニーズ調査】

地域包括ケアシステムの構成要素のひとつである「すまい」に関して、ひとり暮らし高齢者の住居の状況や住み替えの希望、生活の中の困りごと等の課題を把握し、「すまい」を始めとする高齢者施策の基礎資料とする。地域包括ケア推進協議会の専門事項検討会議にて、本年度に調査内容を検討し、調査実施する。明らかになった課題は、平成29年度に取り組みを検討する。また、高齢者福祉計画策定委員会に提案する。

対象：市内在住・ひとり暮らし高齢者

調査数：2,000人を無作為抽出

様式：A3中折白黒両面刷8ページ

調査期間：平成28年9月6日から平成28年9月30日まで

調査内容：住み替えの希望

住み続けるための必要サービス

住み替え、または住み替えられない理由

介護が必要になった時、どこで介護を受けたいかなど。

【調査票の表紙】→

ひとり暮らし高齢者のすまいと生活支援ニーズ調査

ご協力をお願い

みなさまには、日頃から高齢者福祉行政に、ご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、わが国では国民の4人に1人以上が高齢者となっています。本市においても高齢者の数が増加する中で、ひとり暮らし高齢者の方が、出来る限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるような体制を整備する必要があります。

このため、本調査では、ひとり暮らし高齢者の方のすまいや生活上の心配ごとや困りごと等の現状について把握、分析し、今後の施策推進の基礎資料とすることを考えております。

なお、この調査は、平成28年8月1日現在、豊川市にお住まいの65歳以上のひとり暮らしの方から、無作為に抽出した2,000の方に送付しています。

本調査においては、個人情報保護には万全を期すとともに、調査結果は統計的に処理するため、個人の回答内容が他に漏れることはありません。

ご多忙のところ恐縮に存じますが、調査の趣意をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成28年9月

豊川市長 山 脇 実

ご回答についてのお願

■調査票の記入について

- ・この調査は封筒の宛名の方が対象となります。
- ・なんらかの事情で本人が記入できない場合は、ご家族の方などに代筆していただくか、ご本人の意思を尊重して代わってご回答していただく方をお願いいたします。
- ・設問に選択肢のあるものは、あてはまる番号に○をつけてください。

(例) 1. ② 3.

- ・お答えが「その他」にあてはまる場合は、[]内に具体的な内容をご記入ください。
- ・○をつけていただく数を()内に指定していますので、ご注意ください。

■調査票の回収について

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、9月16日(金)までに返信していただきますようお願いいたします(切手は不要です)。

■調査についてのお問い合わせ

豊川市福祉部介護高齢課高齢者支援係
〒442-8001 諏訪一丁目1番地
(電話 0533-89-2105 FAX 89-2137)

【すまいに関する調査項目】 ↓

ご近所や友人とのつきあいについておたずねします

問10 あなたは普段どの程度の近所づきあいをしていますか。(〇は1つだけ)

1. 家に行き来するなど、親しくつきあっている人がいる
2. 立ち話する程度のつきあいが多い
3. あいさつをする程度のつきあいが多い
4. 近所づきあいはほとんどない

問11 あなたはご友人とのつきあいはどの程度ありますか。会ったり、手紙や電話・メールのやり取りを含めてお答えください。(〇は1つだけ)

- | | |
|-----------|----------|
| 1. している | 2. 時々する |
| 3. あまりしない | 4. していない |

問12 あなたは地域の行事や活動にどの程度参加していますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 積極的に参加している | 2. 時々、参加している |
| 3. あまり参加していない | 4. ほとんど参加していない |

すまいについておたずねします

問13 現在のすまいは、次のうちどれですか。(〇は1つだけ)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 持ち家(一戸建て) | 2. 持ち家(集合住宅) |
| 3. 民間賃貸住宅(一戸建て) | 4. 民間賃貸住宅(集合住宅) |
| 5. 公営住宅(一戸建て) | 6. 公営住宅(集合住宅) |
| 7. その他 [] | |

問14 今のすまいからの住み替えについてお聞かせください。(〇は1つだけ)

- | | |
|---|-----------------|
| → 1. 今のすまいに住み続けたい | } 問14-2へ進んでください |
| 2. 住み続けたいが、(理由があって)住み続けられない | |
| 3. 住み替えたい | |
| 4. 住み替えたいが、(理由があって)住み替えられない → 問14-3へ進んでください | |

→ 問14-1 問14で「1.」に〇をつけた方にお聞きします。今のすまいに住み続けるためには、どんなサービスが必要ですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1. 話し相手 | 2. 困った時の相談相手 |
| 3. 買い物支援 | 4. 外出支援 |
| 5. 契約・交渉等の支援 | 6. お菓子の管理 |
| 7. 通院の支援 | 8. 緊急時に対応してくれるサービス |
| 9. その他 [] | |

※問15へ進んでください

問14-2 問14で「2.」または「3.」に〇をつけた方にお聞きします。住み続けられない、または住み替えたい理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 家賃が高い
2. 掃除、修繕、維持管理が大変である
3. アパート等の上階に住んでおり、エレベーターがない
4. バリアフリーではないため、介護が必要になった時を考えると心配
5. 一人で住むのに不安なので、見守り機能があるすまいがよい
6. 一人で住むのに不安なので、親族と一緒に住みたい
7. 今住んでいる地区は、町内会等の加入が負担である
8. 介護が必要になったので、介護が受けられるすまい(施設等)がよい
9. 今は元気だが将来のため、介護が受けられるすまいに住み替えたい
10. その他 []

問14-3 問14で「4.」に〇をつけた方にお聞きします。住み替えたいが、住み替えられない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 新しい住まいの保証人になってくれる人がいない。
2. 経済的な理由で新しい住まいを確保できない。
3. 自宅を処分できない。
4. その他 []

問15 あなたは、今後どなたかと一緒に暮らしたいと考えていますか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| 1. ひとり暮らしでよい | 2. 配偶者 | 3. 配偶者以外の親族 |
| 4. 友人 | 5. その他 [] | |
| 6. わからない | | |

問16 介護が必要となった時、どこで介護を受けたいですか。すでに介護が必要な方についても、希望される場所をお選びください。(〇は1つだけ)

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| 1. 現在の自宅 | 2. 親族の家 | 3. 老人ホーム等の施設 |
| 4. 高齢者用住宅 | 5. 特に考えていない | |
| 6. その他 [] | | |

生活安全についておたずねします

問17 安全確保、安否確認を兼ねてしていること、利用されているサービスはありますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 親族等と定期的に電話で連絡を取り合う | 2. 民生委員に連絡を取る |
| 3. 緊急通報システムを利用している | 4. 配食サービスを利用している |
| 5. 電話訪問・定期訪問を利用している | 6. その他 [] |
| 7. 特に何もしていない | |

※緊急通報システム・・・緊急時にボタンを押すと、警備会社等に連絡できます。

※配食サービス・・・食事を配達する時に、安否を確認します。

※電話訪問・・・定期的に電話を掛けて、安否を確認します。

平成28年度の新たな取組状況

(3) 医療と介護の連携における新たな取組状況①

【在宅高齢者訪問歯科(歯周病)健康診査】

保健センターが実施する歯周病健康診査(歯周病やその進行の予防のため、受診管理をする市民を増やすことを目的)について重度の要介護高齢者であっても受けられるよう環境を整える。

対象者：歯周病健診対象者(節目年齢)のうち、
70歳、要介護4・5(介護保険要介護認定)の方で、
訪問による歯周病健診を希望する方とする。

費用：無料【歯周病健診費用：保健センター】

【在宅訪問諸経費：在宅医療連携推進センター】

《期待する成果》

- ・在宅訪問歯科診療を実施する医療機関が増加する。
- ・寝たきりであっても口腔機能の管理が受けられる体制・環境が進む。
- ・ケアマネ・家族等の介護関係者が口腔に対して健康管理の意識が向上する。

【案内パンフレット】↓

70歳で要介護4~5の方へ

在宅高齢者訪問歯科(歯周病)健康診査のご案内

豊川市では、今年度から、70歳で歯科医院への通院が困難な、寝たきり等の高齢者の方を対象に、訪問歯科(歯周病)健康診査を実施します。口の中を清潔に保つことは、全身の健康を管理するうえでも大切です。また、誤えん性肺炎の予防にもつながります。ぜひ、ご相談ください。

対象者

- 70歳(昭和20年4月2日生~昭和21年4月1日生)
- 要介護4~5(介護保険要介護認定)

内容

- ご自宅に歯科医が訪問して、歯科(歯周病)健康診査を行います。(健康診査の内容については、個別郵送される「70歳歯周病健診のお知らせ」をご参照ください)

申込必要書類

- 申込書(本チラシ裏表紙切り取り)
- 介護保険被保険者証(提示または写しの添付)
- 歯周病健診無料受診券(※健康診査実施当日)

費用

- 無料

実施期間

- 平成28年5月2日~平成29年2月13日

【申込から実施
までの流れ】 →

在宅高齢者訪問歯科（歯周病）健康診査申込みから実施まで

申請者
(本人・家族・ケアマネジャー)

- ①必要な書類を揃えて、訪問歯科相談センターへ申請
- 申込書（本チラシ裏表紙切り取り）を記入
※太枠内に必要事項を記入
- 介護保険被保険者証（提示または写しの添付）
※窓口で申し込む場合 ⇒ 介護保険被保険者証を提示
- ※FAXまたは郵送で申し込む場合 ⇒ 介護保険被保険者証の写しを添付

訪問歯科相談センター
(豊川市歯科医師会)

- ①申請の受付
- ②申請の受理（対象の決定）
- ③歯科医療機関との連絡調整・訪問依頼

市内実施歯科医療機関

- ①訪問対応の受理
- ②申請者との連絡調整

申請者
(本人・家族・ケアマネジャー)

- ①担当歯科医療機関からの連絡を受ける
- 訪問日の日程を決定 □歯周病健康診査受診券があることを確認
- 事前に聞いておきたい事項を確認

訪問歯科健康診査実施
(本人と歯科医療機関)

- ①歯科医師が自宅訪問
- ②書類を提出
- 歯周病健康診査受診券
- ③健診結果の説明を受ける
- 歯周病健診票



※健康診査のみで治療はしません。治療を要する場合は、別日で再度訪問調整をします。（この場合にはご本人へ実費が発生します）

申込み

訪問歯科相談センター
(豊川市歯科医師会)

〒442-0068
豊川市諏訪3丁目242-3
TEL 0533-84-7757
FAX 0533-85-9817
利用時間 9:00~17:00 (月・火・水・金曜日)
9:00~12:00 (木・土曜日)
(祝日・年末年始は休み)

要介護認定に関する問合せ

豊川市在宅医療連携推進センター
TEL 0533-89-3179
利用時間 8:30~17:15 (月~金曜日)
(祝日・年末年始は休み)

健康診査に関する問合せ

豊川市保健センター 健康管理係
TEL 0533-89-0610
利用時間 8:30~17:15 (月~金曜日)
(祝日・年末年始は休み)

← 【申込様式】

在宅高齢者訪問歯科（歯周病）健康診査申込書

※太枠内の必要などところに記入及びポイントを記入してください。

		申込日	平成	年	月	日
申請者 (連絡者)	ふりがな					
	氏名					
	住所	〒 - - (アパート名)				
	担当ケアマネジャー	事業所名				
対象者	ふりがな					
	氏名	□申請者の氏名と同じ		昭和 年 月 日		
	住所	□申請者の住所と同じ		TEL (歳)		
対象者の状況等	歯科医療機関へ行くことが困難な理由	<input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <small>※健康診査のみとなります。治療に関するご希望は記入しないでください。</small>				
	かかりつけ歯科医療機関	<input type="checkbox"/> 有 (歯科医療機関名:) <small>※ かかりつけがある場合は、歯科医療機関名を記入してください。また、前頁「訪問歯科実施医療機関一覧」で、かかりつけ歯科医療機関が訪問を実施しているかを確認してください。前頁の一覧にない場合は、一覧から下欄の希望歯科医療機関～歯科医療機関名を記入してください。</small> <input type="checkbox"/> 無 <small>※ かかりつけがない場合は、前頁「訪問歯科実施医療機関一覧」から下欄の希望歯科医療機関～歯科医療機関名を記入してください。</small>				
	希望歯科医療機関	第1希望	第2希望	第3希望		

注意事項

- 歯科医療機関の訪問可能範囲等の事情により、なるべくお近くの歯科医院よりお選びください。
- ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。

~~~~~ 訪問歯科相談センター（豊川市歯科医師会）記入欄 ~~~~~

□窓口 □FAX □郵送

| 受付日 | 介護保険被保険者証(写し)の添付                                         | 被保険者番号 | 要介護状態区分                                                        | 認定の有効期限             | 確認者サイン |
|-----|----------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------|---------------------|--------|
|     | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |        | <input type="checkbox"/> 要介護4<br><input type="checkbox"/> 要介護5 | H . . .<br>~H . . . |        |

# 平成28年度の新たな取組状況

## (3) 医療と介護の連携における新たな取組状況②

### 【多職種連携マニュアル(仮称)の作成】

在宅医療・介護連携協議会の検討部会にて、本市における在宅医療・介護の連携体制をより推進させることを目的に、多職種連携のシステムやルールについての可視化に加え、連携に必要な帳票類等の整備も同時に検討し、多職種連携マニュアル(仮称)を作成する。

掲載内容候補：連携フロー図

電子@連絡帳の有効活用

医療機関関係情報シート

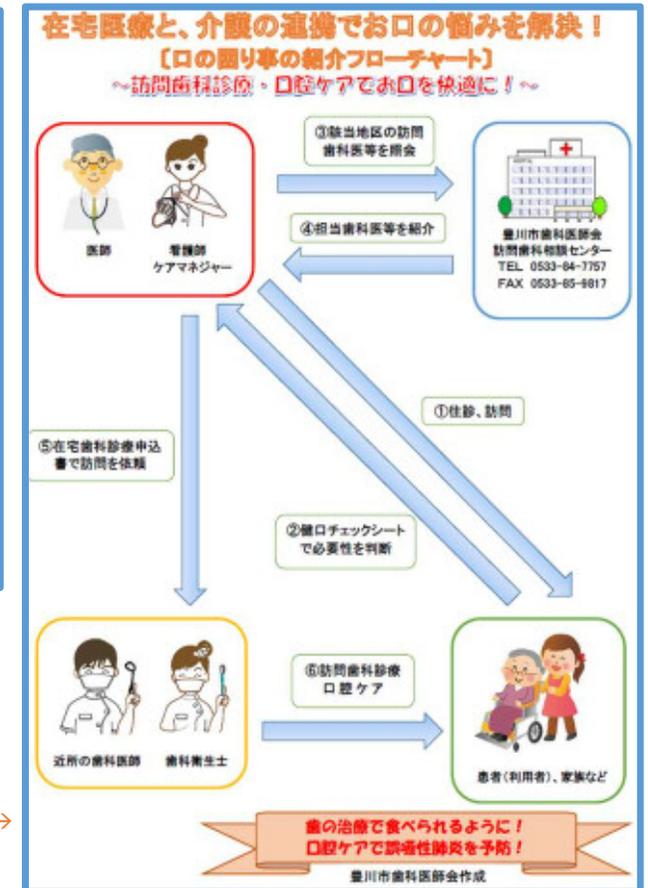
訪問歯科診療導入推奨基準

訪問薬剤管理指導導入推奨基準

など



【マニュアル構想】↑



【訪問歯科診療 連携フロー図】→

# 訪問薬剤管理指導 導入の流れ



7点以上で、本人・家族が訪問薬剤管理指導を希望

A 外来受診をされている方におすすめ

A① 薬局に相談(家族・ケアマネ)  
かかりつけ薬局  
在宅薬局リスト班長

A② 状況把握(薬剤師)  
必要に応じて一度訪問

A③ 医師に報告・相談(薬剤師)  
スケールを提出

A④ 医師からの訪問指示  
訪問薬剤管理指導指示書  
患者情報提供書

B 訪問診療がある方におすすめ

B① かかりつけ医に  
報告・相談(家族・ケアマネ)  
スケールを提出

B② 医師からの訪問指示  
訪問薬剤管理指導指示書  
患者情報提供書

B③ 状況把握(薬剤師)

⑤ 患者への説明・契約(薬剤師)  
⑥ 計画書の作成(薬剤師)  
⑦ ケアプランへの組み込み(ケアマネ)

訪問薬剤管理指導開始

※ 訪問薬剤管理指導導入スケールは、薬局やかかりつけ医への相談にあたり、訪問薬剤管理指導の必要性について  
違う場合にご活用ください。  
※ スケールを利用しない場合は、上記フロー中、「④」及び「スケールの提出」がなくなりますが、そのほかについては、  
上記フローと同様の流れとなります。

## 訪問薬剤管理指導 導入スケール(情報提供書)

平成 年 月 日

先生御傍史

住所  
施設名  
担当者名  
TEL  
FAX

平素大変お世話になっております。

当施設またはサービス利用者において以下の結果になりましたので  
ご報告申し上げますと共に、ご検討をよろしくお願い致します。

患者氏名: \_\_\_\_\_ 性別: 男・女 \_\_\_\_\_

患者住所: \_\_\_\_\_

生年月日: 明・大・昭・平 年 月 日( 歳)

|                                                     |                                                           |   |   |      |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---|---|------|
| 1                                                   | 認知症の有無、またはその程度<br>なし=0点 軽度認知症=1点 中度~高度認知症=2点              | 0 | 1 | 2    |
| 2                                                   | 独居である・更に日常的に介助する親族が近くにいない<br>いいえ=0点 独居のみ=1点 両方当てはまる=2点    | 0 | 1 | 2    |
| 3                                                   | Drの訪問診療を受けている<br>いいえ=0点 はい=2点                             | 0 |   | 2    |
| 4                                                   | 複数の医療機関から定期処方薬剤がある<br>いいえ=0点 2医療機関=1点 3医療機関以上=2点          | 0 | 1 | 2    |
| 5                                                   | 現時点で残薬がたまっている<br>いいえ=0点 2週間分程度の残薬がある=1点<br>1月分以上の残薬がある=2点 | 0 | 1 | 2    |
| 6                                                   | 体調が安定せず、頻繁に薬剤が変更することがある<br>いいえ=0点 はい=1点                   | 0 | 1 |      |
| 7                                                   | 栄養剤や衛生材料などの重たいものの処方がある<br>いいえ=0点 はい=1点                    | 0 | 1 |      |
| 8                                                   | 終末期医療で麻薬の処方がある<br>いいえ=0点 はい=1点                            | 0 | 1 |      |
| 注)7点以上で訪問薬剤管理導入推奨<br>注)認知症の評価基準は長谷川式簡易知能評価スケールに準拠する |                                                           |   |   | 合計 点 |

←  
【訪問薬剤  
管理指導導入  
スケール】

【訪問薬剤管理  
指導のフロー図】



# 平成28年度の新たな取組状況

## (3) 医療と介護の連携における新たな取組状況③

### 【人生の終わりを考えるフォーラムin豊川】

市民が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、人生の終わりに向けての準備や心構えについて、考えてもらう機会とするために開催するもの。

日時：平成28年9月29日（木）13：30～15：30

会場：豊川市御津文化会館（ハートフルホール）

内容：【第1部】創作落語「天国からの手紙」とエンディングノートについて

生島清身（行政書士 社会人落語家）

【第2部】様々な立場から語る在宅看取りの実際

コーディネーター：山本なおみ

パネリスト：生島 清身（講師）

佐宗みど里（訪問看護師）

一般男性（在宅看取り経験者）

配付物：エンディングノート、地域包括ケア推進パンフレット、  
市民向け終活講座開催など各種講座案内、アンケートなど

# 人生の終わりを考える

豊川で29日 落語とパネルディスカッション

「人生の終わりを考えるフォーラム in 豊川」(豊川市主催)は29日、豊川市御津町の御津文化会館(ハートフルホール)で開かれる。落語やパネルディスカッションで、人生の最期を迎える心構えなどを学ぶ。先着400人。

第1部は行政書士 遺言や相続についてで社会人落語家の生落語で分かりやすく島清身さん(東京都)が創作落語「天国からの手紙」を披露。

第2部では、実際に看取(みと)りを



落語をする生島清身さん(豊川市提供)

支えた市内の訪問看護師や、看取りを終えた家族、それに生島さんが加わりディスカッションをする。人生の最期に向けて、自分の思いや希望、歴史などを書いておく「エンディングノート」についても話す。

同市は東三河自治体で初めてエンディングノートを独自に作成し、フォーラム当日、参加者全員に配布する。

参加は無料で、対象は市内在住者や市内医療機関・介護施設に勤務している

人。午後1時30分にスタートする。申し込みや問い合わせは、豊川市在宅医療連携推進センター 電話0533(89)3179(森美香)で。

↑ 【フォーラム開催案内新聞記事掲載】

← 【フォーラム募集チラシ】

## 13:40~ 第1部 創作落語「天国からの手紙」

生島清身/天神亭きよ美氏  
(行政書士・社会人落語家)

落語で笑って学べるエンディング。  
息子と娘が見守る中、病室にて母があ  
の世へ。  
どんな展開になるのか……



## 14:40~ 第2部 パネルディスカッション ~様々な立場から語る在宅看取りの実際~



豊川市内で多くの看取りを支えた訪問看護師と、看取りを終えた家族が、当時の状況や今の心境について、もっとこうすれば良かった、本人の意向とどう向き合ったか、今だから話せること等、『生の声』をお聞かせいただきます。

第1部で出演した落語家：生島さんも加わり、エンディングノートの話も交えて話し合います。

『相談・PRコーナー』もあります！  
気軽にお立ち寄りください。 15:30~16:30 [会場前ロビー]

在宅医療や介護などについて、普段から気になっていることや不安なことなどはごさいませんか？

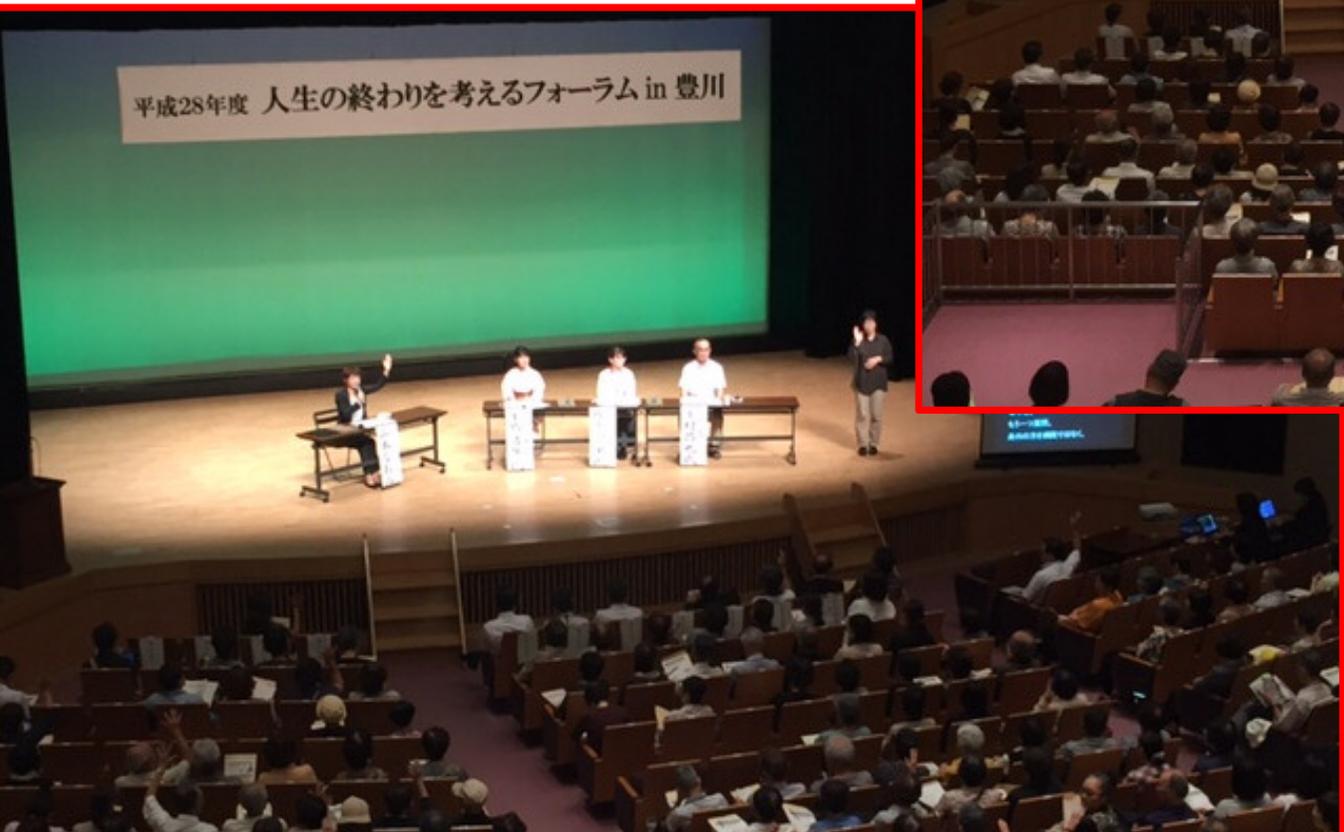
フォーラムの閉会后、会場前ロビーに、相談・PRコーナーを設けますので、この機会に是非、お立ち寄りください。

このコーナーでは、豊川市在宅医療連携推進センター、豊川市医師会在宅医療サポートセンター、豊川市歯科医師会訪問歯科相談センター、豊川市薬剤師会、豊川市介護保険関係事業者連絡協議会、豊川市高齢者相談センターが、資料を用意して対応させていただきます。

【主催】豊川市、豊川市在宅医療・介護連携協議会

【お問い合わせ先】豊川市在宅医療連携推進センター 電話：0533-89-3179 FAX：0533-89-8812

【フォーラム第1部の様子】→



← 【フォーラム第2部の様子】

# 平成28年度の新たな取組状況

## 【人生の終わりを考えるフォーラムin豊川】

### 《実績》

対象者：市内在住の方、または豊川市内の医療機関・介護施設に勤務している方

参加者：369人

### 《成果》 ※アンケートの感想の一部

- ・自分の思いを伝えることを改めて考える機会をもらった。
- ・長年住んでいた地を離れ、子供の住んでいる豊川市に移り住んできたが、今日の話聞いて子供と色々話してみようと思った。
- ・訪問医療の話聞き、方法なども知ったので96歳の母としっかり話し合いをしたい。自分のためにやったほうがいい。

# 人生の終わり方とは

## 豊川フォーラムで考える

「人生の終わりを考 市の御津文化会館であ  
えるフォーラムin豊 川」が二十九日、豊川 期をどう迎えるかにつ



在宅で家族をみとった体験などを語る参加者＝豊川市の御津文化会館で

いて学んだ。

東京都の行政書士で社会人落語家の生島清身さんが

創作落語「天国からの手紙」を公演。遺言書を残し忘れた女性が

「天国からの手紙」を公演。遺言書を残し忘れた女性が

が、天国の案内人の指

導で遺言を残すまでをコミカルに表現した。生島さんは「遺言とともに、家族への思いを言葉に残しておくことも大切。エンディングノートは、人生のゴールを含めてこれからの人生をどう生きていきたいかを考えながら書いてほしい」と呼び掛けた。

(吉田幸雄)

参加者は、経験から学んだことなどを披露。在宅で家族をみとった男性は「同じように親を在宅でみとった知人から『親に百分の一も恩返ししていない』と聞き、周囲の支えもあって心折れずにいることができた」

「天神さまよ美」として活動する生島さんは、高座で「天国からの手紙」という落語を披露。母の死後、遺産相続などで揺れるある家族の話や、ユーモアを交えて語った。

# 「人生の終末」考える

## 在宅看取りの体験者ら討論

豊川でフォーラム

豊川市は29日、御津町の御津文化会館で、市在宅医療・介護連携協議会との共催事業「人生の終わりを考えるフォーラムin豊川」を開催した。東京在住の行政書士・生島清身さんによる創作落語や、在宅看取りの体験者らによるパネルディスカッションで、来場者約400人が終末期の過ごし方について考えた。

「天神さまよ美」として活動する生島さんは、高座で「天国からの手紙」という落語を披露。母の死後、遺産相続などで揺れるある家族の話や、ユーモアを交えて語った。



この日来場者に配られ、自身も講演活動で活用を推進するエンディングノートについても紹介。認知症などになった際、代わりに家族に意思を伝えられる貴重なツールを「死看取りについて意見を語る(左から)生島さん、佐宗さん、上村さん」御津文化会館で

め準備ではなく、どのように生き切るかという視点で使ってもらいたい。残りの人生を笑顔で過ごすこともらうためのノート」と強調した。

また、上村さん一家をサポートした佐宗さんは「家で看取ることがすべていいわけではない。病院や施設がいいいこともある。家族とよく話し合っておくことが、看取られる人の満足感や充実感につながる」と話した。

新城市は20日、2016年度功労者、市政功労者、市教育委員会表彰者を発表した。功労者は岩瀬俊守(忠震(ただなり)公の像を寄贈した社会福祉法人名誉会長・滝川一興さん(79))豊橋市

# 平成28年度の新たな取組状況

## (4) 予防の取組状況①

↓【講座募集チラシ】

### 【市民向け終活講座】

「人生の終わりを考える」をテーマにしたフォーラム開催後、さらに人生の終わりに必要な知識である『終活』について、より具体的に学ぶとともに、市民がより良く生きるヒントをお伝えする。さらに啓発効果を高めるために、作成したエンディングノートも教材として使用する。

日時：平成28年11月7日（月）～毎回月曜日の全5回

13:30～15:30

会場：豊川市文化会館大会議室

対象：市内在住で、講座を継続して受講できる方 定員：60人

内容：【在宅医療について】医師会

【在宅介護について】介護保険関係事業者連絡協議会

【成年後見制度・権利擁護について】成年後見支援センター

【遺産・相続と遺言について】法務局

【葬儀・お墓について】民間葬儀会社

現在、定員を超える  
申込みと大盛況!!

### 市民向け終活講座

～自分のために 家族のために～

この講座では、人生の終わりに向けて準備を行う、いわゆる『終活』について、テーマを絞って必要な知識を具体的に学ぶことで、市民の皆様がよりよく生きるヒントを得ることが出来ます。

- 日時：平成28年11月7日（月）から12月12日（月）まで 全5回
- 会場：豊川市文化会館 大会議室
- 定員：60名（先着順・定員になり次第締切とさせていただきます）
- 対象：豊川市内在住で、講座を継続して受講できる方
- 受講料：無料
- 申込み：参加を希望される方は、下記の参加申込書により、郵送、FAX、電子メールで事前にお申し込みください。また、電話での申し込みも受け付けいたします。

| 日程                              | 講座内容                                                               | 講師                            |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 第1回<br>11月7日（月）<br>13:30～15:00  | 【在宅医療】<br>在宅医療・在宅看取りについて必要な知識と準備、<br>かかりつけ医の重要性、医療と介護の連携について       | 豊川市医師会<br>会長 大石明彦 氏           |
| 第2回<br>11月14日（月）<br>13:30～15:00 | 【在宅介護】<br>在宅介護・在宅看取りについて必要な知識と準備、<br>在宅サービスの利用、医療と介護の連携について        | 豊川介護保険関係事業者連絡協議会<br>会長 早田毅雄 氏 |
| 第3回<br>11月21日（月）<br>13:30～15:00 | 【成年後見制度・権利擁護】<br>制度、概要、手続きについて必要な知識と準備、<br>制度の活用（長所と短所）、日常生活自立支援事業 | 豊川市成年後見支援センター<br>柘植仁美 氏       |
| 第4回<br>11月28日（月）<br>13:30～15:00 | 【遺産・相続と遺言】<br>相続人について、遺産の分け方、<br>遺言の種類、書き方、手続き等                    | 名古屋法務局<br>総務課長 坂上悦子 氏         |
| 第5回<br>12月12日（月）<br>13:30～15:00 | 【葬儀・お墓】<br>現代の葬儀・お墓事情について必要な知識と準備、<br>死ぬということ、死とは何か                | イズモ葬儀川橋店<br>店長 中野達行 氏         |

---

市民向け終活講座 参加申込書

（申込書）

氏名： \_\_\_\_\_

ふたご氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

備考： \_\_\_\_\_

申込み：豊川市在宅医療連携推進センター  
〒442-0673 豊川市山崎町2丁目49  
TEL：0533-89-3179  
FAX：0533-89-8812  
E-mail：zaitaku@city.toyokawa.lg.jp

※定員60名。定員を超える申し込みがあった場合は先着順となります。あらかじめご了承ください。

# 平成28年度の新たな取組状況

## (4) 予防の取組状況②

### ○介護予防サポーター養成講座

目的: 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に定める介護予防事業の実施に協力し、各地域において介護予防活動を行う介護予防サポーターを養成する。

対象者: 介護予防に関心があり、その普及啓発に協力のできる一般市民  
市内各所で開催する介護予防教室に自力でいける方

実施期間: ①前期: 平成28年5月25日から6月15日

②後期: 平成28年7月5日から8月2日

いずれも午後1時30分から3時30分

募集人数: 20人

実績: ①前期: 実13人 延49人 ②後期: 実19人 延69人

介護予防サポーターの役割: 地域における介護予防に関する意識の啓発  
介護高齢課が行う介護予防事業への協力

|       | 講座内容                       |
|-------|----------------------------|
| 【第1回】 | 豊川市の介護予防の考え方               |
| 【第2回】 | 介護予防について考える①現状把握と対策(運動、認知) |
| 【第3回】 | 介護予防について考える②対策(口腔、栄養、総合)   |
| 【第4回】 | 今後の活動に向けて                  |



# 平成28年度の新たな取組状況

## (5) 認知症への新たな取組み

### 【ケアラー手帳の配付】

(家族介護者支援)

認知症を抱える家族介護者支援向けに作製された手帳を活用し、介護の情報発信や介護者の体調管理に向けた支援を図ること。

#### パンフレット概要

- (1)仕様:A5版28ページ(中綴じ) 2色刷 2,000部
- (2)内容骨子:
  - ①あなたの気持ちを聞いてくれる人がいます(介護体験事例集)
  - ②自分を大切にするために(介護者の健康チェック)
  - ③知っておこう認知症のこんなこと(認知症の特徴)
  - ④認知症介護のひと工夫(認知症の対応)
  - ⑤相談先の紹介
- (3)配付方法:市内の認知症カフェ、地域包括支援センター、グループホーム、介護高齢課などの相談窓口



↑【ケアラー手帳表紙】

(一社)日本ケアラー連盟と(公社)認知症の人と家族の会愛知県支部が共同作成。

1冊200円

# その他（普及啓発）

## 【人生の終わりを考えるエンディングノート作成】

「人生の終わりを考える」をテーマに、今後の人生について考え、周りの人と話し合う機会を設けてもらうため、市民に対して啓発を行う。その手段として自分の思いなどを書き記すことができるエンディングノートを作成し、発行する。

仕様：A4版16ページ（中綴じ）  
2色刷り

作成部数：1,500部（増刷予定）

配布方法：市民向けフォーラム、  
終活講座、  
相談窓口機関  
（介護高齢課、地域包括支援センター）

### 医療・終末期について

突然の事故や病気、認知症などで、いざというときに自分の意思を伝えたいことがあります。もしもそのときにどうしたいか意思表示しておくことは、自分のためにも家族のためにも大切です。あなたの思いを書いておきましょう。

#### 病気になったとき、病名や余命の告知を希望しますか

- |                                                |      |
|------------------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 希望する                  | (理由) |
| <input type="checkbox"/> 希望しない                 |      |
| <input type="checkbox"/> 病名は聞いておきたいが、余命は聞きたくない |      |
| <input type="checkbox"/> わからない・迷っている           |      |

#### 延命治療を希望しますか

- |                                                                     |      |
|---------------------------------------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 回復の見込みがなくても、人工呼吸器や点滴など、できる限りの積極的医療を希望する    | (理由) |
| <input type="checkbox"/> 回復の見込みがない場合、積極的医療を希望しないが、苦痛を和らげる緩和的医療を希望する |      |
| <input type="checkbox"/> 回復の見込みがない場合、積極的医療も緩和的医療も希望しない              |      |
| <input type="checkbox"/> 家族・親族の判断に任せる                               |      |
| <input type="checkbox"/> わからない・迷っている                                |      |

#### 最期をむかえたい場所

- |                                 |      |
|---------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 自宅     | (理由) |
| <input type="checkbox"/> 病院     |      |
| <input type="checkbox"/> 施設     |      |
| <input type="checkbox"/> その他（ ） |      |

### はじめに

あなたは、自分の今後の人生について考えたことはありますか。  
あなた自身に万が一のことがあり、「思い」を伝えることができなくなったときのことを想像してみてください。そのとき、あなたの「思い」は、まわりの大切な人たちにどのくらい伝わっていると思いますか。（延命処置はしたくない、お葬式は簡素にしてほしい…）  
このノートは、まわりの大切な人たちを助けてくれる1冊になります。自分の「思い」を伝える「手紙」のように書いてみてください。このノートがきっかけとなり、今後の人生について考え、まわりの人と話し合う機会になれば幸いです。

### もくじ

|             |    |
|-------------|----|
| わたしのこと      | 2  |
| 介護について      | 3  |
| 医療・終末期について  | 5  |
| 葬儀・お墓について   | 7  |
| 財産について      | 9  |
| 相続について      | 9  |
| わたしの家系図     | 10 |
| 親戚・友人・知人リスト | 11 |
| メッセージ       | 13 |

### 好きなところから書き始めましょう

今の自分の思いをありのままに書いてください。自分に当てはまらない項目は書かなくてもかまいません。記入したら裏表紙に日付を記入しましょう。

### 何度書き直しても大丈夫です。鉛筆書きをおすすめします

一度記入しても、時間が経てば気持ちが変わることもあります。いつでも書き直しができます。

### ノートのことを家族など、身のまわりの人に話しておきましょう

ノートは自分で大事にお持ちください。ノートの保管場所はいざというときにわかるようにしておいてください。

↑ 【内容骨子】

← 【医療・終末期について】

【財産・相続について】→

制度のことを理解するための  
情報発信やご自身の状況を振  
り返える記載

## 財産について

自分の財産状況について整理しておくことは大切です。今、どのような資産を所有しているか確認してみましょう。



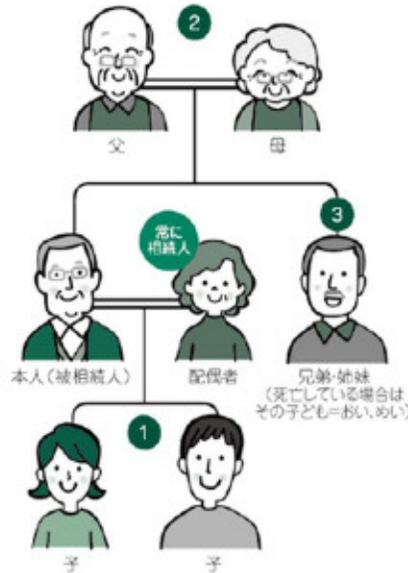
## 相続について

### 相続人(法定相続人)

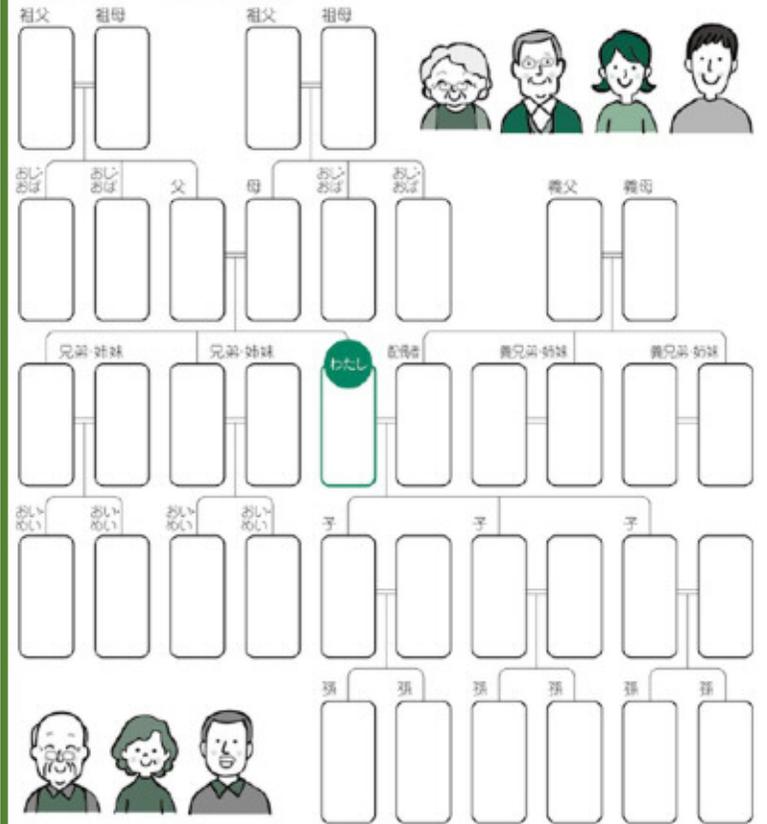
#### 遺産相続の最優先は配偶者です

相続人とは、遺産を受け取る可能性がある範囲の人のことです。相続人にはそれぞれ遺産を受け取る順位が決まっています。だれが相続人になるかについては、死亡した方の配偶者は、常に相続人となり、配偶者以外の方は、近い関係の方から右図の順番で、配偶者と一緒に相続人になります。

下位の相続人は遺言がない限り、上位者より優先して相続が行われることはありません。



## わたしの家系図



### ●家族についての思い出(両親・配偶者・子どもなど)

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |

# 東日新聞

発行者／東海日日新聞社 http://www.tonichi.net  
〒440-0874 愛知県豊橋市東新田町90番地 TEL.0532-53-2800 FAX.0532-53-7222 E-mail.post@tonichi.net

- 地域を笑顔に
- 2 東三河歯科対談講習会を初開催
  - 8 豊橋市美博で山下清展開幕
  - 3 豊川恒金が交通安全立哨活動
  - 14 長寿動物優良飼育者を表彰
  - 6～7 熱戦期待！Bリーグ特集
  - 15 今なお盛ん豊川工業高校無線部

各メーカー車販売・車検・整備・各種保険

## しあわせ仲間

●ダイハツランドヒット店 ●東土大栄タイヤモント代理店  
代表取締役 加藤 勇雄  
愛知県豊橋市神野新田町ノ新11高地の5  
TEL.(0532)31-3244 FAX.(0532)31-3408 ■0120-07-3244



冊子はA4判2色刷りで、背表紙を含み14頁。文字が大きく見やすい。本人の基本情報から始まり、介護や延命治療の希望、最期を迎えたい場所、葬儀の場所や形態、遺影

東三河で初めて、自治体発のエンディングノートがこのほど完成した。作成したのは豊川市。完成前からノートの問い合わせが多寄せられるなど、市民の関心は高い。市では29日に御津文化会館で開く「人生の終わりを考えるフォーラム」に参加者全員に配布。専門家がノートの活用法を教える。

## 東三河初の自治体発エンディングノート 29日フォーラムで活用解説 より良い最期を 高い市民の関心

冊子はA4判2色刷りで、背表紙を含み14頁。文字が大きく見やすい。本人の基本情報から始まり、介護や延命治療の希望、最期を迎えたい場所、葬儀の場所や形態、遺影

内容の一部

医療・終末期について

自分や家族が望みたい場合、何を選択するかを事前に決めておくことが大切です。

希望する内容を記入してください。

希望する内容を記入してください。

市販の同様の品のように細かな内容を記す本格的なものではないが、「まずはエンディングノートの存在を知ってもら

心と心・味の創造

# ゼリー

杉本屋製菓株式会社

## 人生の終わりに 考えて文字に

### 豊川市がエンディングノート



豊川市が独自につくって配布しているエンディングノート＝同市提供

自分の生き方を振り返り、人生の最期について考えてみませんか。豊川市は、介護や延命治療が必要になったときの希望や、大切な人への思いなどを

書き留めておくエンディングノートを作成した。29日に開く終活イベントで参加者全員に配布し、専門家が活用方法などを説明する。

ノートはA4判、14頁。タイトルは「人生の終わりを考える」。医療や介護の専門家などによる「地域包括ケア推進協議会・専門事項検討会議」の意見を採り入れてまとめた。

## 人生の終わりに備える

豊川市 エンディングノート 配布

豊川市は、介護や延命治療の希望や、大切な人への思いなどを書き留めておくエンディングノートを作成した。29日に開く終活イベントで参加者全員に配布し、専門家が活用方法などを説明する。

25 2016年(平成28年)9月21日(水曜日)

豊川市は、介護や延命治療の希望や、大切な人への思いなどを書き留めておくエンディングノートを作成した。29日に開く終活イベントで参加者全員に配布し、専門家が活用方法などを説明する。

↑  
←【エンディングノート配布案内新聞記事掲載】

# その他（普及啓発）

## 【図書館コラボ展示の開催】

戦略的、効果的な周知・啓発活動のひとつとして、若年者を始め多くの市民が集まる市図書館と協働し、地域包括ケアシステム（在宅医療・介護・認知症）に関する普及啓発物品を掲出する。

期間・題名：

- ①平成28年7月21日から8月16日  
「認知症を知る」
- ②平成28年8月18日から9月20日  
「地域包括ケアってなに？」

掲出物：製作したポスター  
講座開催チラシ  
図書館で借りられる書籍



↑【展示の様子「認知症を知る」】↓



図書館には、在宅医療・介護関係書籍も多数蔵書があるため、視覚的に理解しやすい写真集から、専門的な内容の書籍までバランスよく掲出できることにより、学習機会の拡大、学習効果の増大が、見込まれる。



↑【展示の様子「地域包括ケアってなに？」】↑

# 皆様に知ってほしい！ 効果的な活動

## ○一連の流れを作っていく

研修や広報活動も単に事業を行うのではなく、次にどんな戦略でいくのかを考え、

- ・なにを先に仕掛けていくか
- ・どこに仕掛けていくか
- ・どんな波及を期待するのか

波及する効果を念頭に、次に期待する事柄を繋げて計画実施する。その繋がりがあれば効果も倍増、様々な場面でも影響を与えられる。

市民・関係者の関心の高いところに種まき。（エンディングノート無償配布）  
☆マスコミ・関係者の口コミで配布効果UP

エンディングノート配布とともにフォーラム周知。  
☆フォーラムへの興味・関心効果UP

概論を聞き、より具体的に知りたい、家族・友達にも教えたい  
☆家族・地域住民間での話題  
☆口コミで集客効果UP

覚えた知識を他人にも教えたい  
☆地域住民間での話題  
☆地域住民内での波及効果

## 事業実施の戦略

エンディングノートの配布・啓発

人生の終わりを考えるフォーラム  
in豊川の開催

市民向け終活講座の開催

# 地域包括ケアシステムの構築に向けて

地域包括ケアシステム構築に向けて、住み慣れた地域で暮らし続けられるための要は、やはり在宅医療の普及、医療と介護の連携だと思えます。しかし、行政の業務としては、いかに健康で自立した生活を過ごすか、という観点で予防に関する事業を進めることが圧倒的に多いところではあります。

行政は、介護保険制度が始まってからは特に市民向けに介護の話題・啓発をするようにはなりましたが、日本人は昔から「死」についての話はタブーとされており、行政が市民の前で率先して死について話すことは、あまりありませんでした。しかし、これまでの啓発活動や出前講座(随時)実践を通じて市民と触れ合う中から、市民は「死」について、前向きに向き合い、自分の最後をどう過ごすのかを考えたいという市民ニーズが高いことを再確認しました。そこで、今回「人生の終わり」をテーマに様々な手法で啓発活動を展開したところ、市民ひとりひとりが真剣に考える機会となり、事業に対しての満足度も高い評価を得られました。

本センターでは、今後も、誰もが迎える終末期について一緒に考え、在宅医療の選択肢を含め、各人の選択がかなう地域包括ケアシステムの構築を目指していきたいと思えます。

# ○問い合わせ先

## 豊川市福祉部介護高齢課 在宅医療連携推進係 (豊川市在宅医療連携推進センター)

- ・ 担当者名：(主幹)清水・(課長補佐)岡本・(係長)松井・  
(主任)松山・(主事)堀江
- ・ 住 所：豊川市山道町2丁目49
- ・ 電 話：0533-89-3179 (ザイタク) ・ F A X：0533-89-8812
- ・ メール：zaitaku@city.toyokawa.lg.jp

活動実績はホームページでも公開中！  
「在宅医療 豊川市」で検索！

ご清聴、  
ありがとうございました。